

大磯町低所得世帯支援給付金（こども加算）のご案内

令和6年度住民税非課税世帯 対象

本給付金は、令和6年度住民税非課税世帯のうち子育て世帯に対し、2万円を支給します。給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

支給対象となる世帯

- 令和6年12月13日時点で大磯町に住民登録がある世帯で、令和6年度住民税非課税世帯に属する18歳以下の児童(平成18年4月2日生まれ以降の児童)
- 世帯主と生計を同一にしていること。
- 他の親族等から扶養を受けていないこと。
- すでに他市区町村から同様の給付金を受けていないこと。

支給額

児童 1 人当たり 2 万円

申請種別	申請期限	支給時期
確認書	令和7年5月30日(金)【消印有効】	町が書類を受理し、審査終了した日から1か月程度
申請書		

※「確認書」は、対象世帯と見込まれる世帯の世帯主宛てに、大磯町から送付しています。
※令和6年1月2日以降、大磯町に転入された方がいる世帯や税の申告を行っていない世帯、税申告の修正手続きにより非課税となった世帯に該当する場合は、福祉課窓口又は給付金特設窓口もしくは町ウェブサイトにて「申請書」を入手の上、申請期間内に申請してください。

【令和6年12月14日以降にこどもが生まれた場合】
対象世帯のうち、令和6年12月14日以降にこどもが生まれた世帯につきましては、こども加算の対象となる場合がありますので、福祉課宛てにご連絡ください。

※事前に町がこども加算の対象見込みであると確認できた世帯につきましては、「支給通知」又は「確認書」を送付する場合があります。

詳細な手続き・案内等は裏面をご確認ください

「確認書」が届く世帯

- 本町から7万円又は10万円の給付金(※1)を受給しなかった、かつ、令和6年1月1日以前から大磯町に住民登録がある方
- 世帯構成が変更となり、給付金の口座情報がない世帯 など



記入例をご確認の上、必要書類と一緒に、同封の返信用封筒にてご返送してください。(※国府支所では、受け付けしていません。)

※1 令和5年度住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯、もしくは令和6年度分新たな住民税非課税等世帯に対する給付金

「申請書」の提出が必要な世帯

- 令和6年12月14日以降に転出先等で出生したこどもがいる場合
- 同一世帯でないが、生計を同一にしている18歳以下のこどもがいる場合
- 令和6年12月14日以降に離婚等の理由で世帯の変更あった場合 など



福祉課窓口又は給付金特設窓口での受け取り、もしくは町ウェブサイトからダウンロードの上、必要書類と一緒に郵送又は窓口にてご提出ください。(※国府支所では、受け付けしていません。)

！ 提出前に記入内容や添付書類に漏れがないかご確認ください！

「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください！



自宅や職場などに自治体(神奈川県・町)や国職員、警察、銀行職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの交番、大磯警察署又は警察相談専用電話にご連絡ください。

【大磯警察署】0463-72-0110 【警察相談専用電話】#9110

【問合せ先】

大磯町給付金特設窓口

大磯町横溝千鶴子記念障害福祉センター2階

TEL:0463-70-6005

受付時間：8:30～17:00(土日祝日を除く)

受付期間：令和7年5月30日(金)まで

大磯町福祉課地域福祉係

大磯町保健センター1階(大磯町役場隣の建物)

TEL:0463-61-4100 内線303・314

受付時間：8:30～17:15(土日祝日を除く)